

令和3年度山形県県産認証材「やまがたの木」 普及・利用促進事業のご案内

山形県内に自ら居住・運営するため、県産木材を使用して施設を新築する方に対して、補助金を交付します。

1 補助の方法

一般住宅：新築住宅の施主に補助金 **20万円** を交付します。

民間施設：新築民間施設の施主に県産木材の使用量に応じて **最大40万円** を交付します。
(一般住宅、民間施設ともに申請要件を満たす必要があります)

2 受付期間

令和3年4月1日から

※ 土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

※ 受付は**先着順**となりますので、申請前に申請窓口へご確認ください。

(一般住宅：100棟/民間施設：予算の範囲内)

民間施設が
県産木材の使用量に
応じた補助に
変更になりました！

3 申請要件

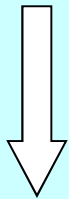
県産木材^{※1}を**基準値以上**^{※2}使用した新築住宅及び新築民間施設

※1 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度により産地証明された木材(集成材、合板等を含む)をいう。

※2 基準値(m³)は、延べ床面積(m²)×0.1(m³/m²)で算出された数量。

4 申請方法

1 補助金の交付申請



【いつまで】工事着工後から屋根工事が完了する10日前までに

《提出書類》

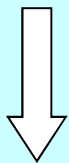
- ①補助金交付申請書
- ②建設工事請負契約書の写し
- ③建築物の位置図、配置図及び平面図等
- ④口座振替申込書(通帳の写しを添付)
- ⑤案内図
- ⑥本申請時点の建設工事現場のカラー写真
- ⑦「やまがた県産木材利用センター」が実施する『「やまがたの木」認証制度の「販売管理票」
- ⑧県産木材使用量を確認できる書類

2 現場確認



- ①申請受付日以降に、現場確認が行われます。
- ②確認・審査のうえ、「補助金の交付決定通知」が送付されます。

3 実績報告書



【いつまで】木工事完了後

《提出書類》

- ①実績報告書
- ②木工事完了写真
- ③県産木材使用証明書類(現場確認の時点で未確定の場合)
※申請書の印鑑は、補助金の交付申請時と同じものを使用すること

4 補助金の交付

審査のうえ、「補助金交付額決定通知書」が送付され、後日、補助金が交付されます。

5 その他

一般住宅は、やまがたの家需要創出事業(住宅新築支援分)との併用はできません。

詳細、様式については『令和3年度山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金交付要綱』をご確認ください。

6 お問合せ・申請先

お近くの県総合支庁森林整備課へ

村山総合支庁森林整備課	電話 023-621-8191	〒990-2492	山形市鉄砲町 2-19-68
最上総合支庁森林整備課	電話 0233-29-1351	〒996-0002	新庄市金沢字大道上 2034
置賜総合支庁森林整備課	電話 0238-26-6063	〒992-0012	米沢市金池 7-1-50
庄内総合支庁森林整備課	電話 0235-66-5527	〒997-1392	東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1